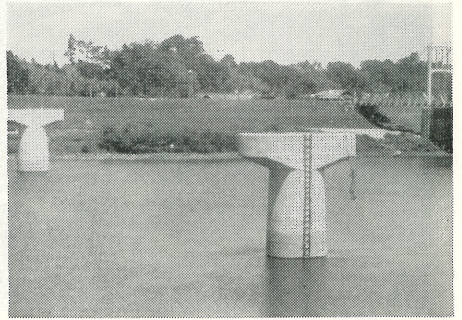


広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和44年10月10日発行 No. 66



悲惨な交通事故をなくせう

わたくしたちの日常生活を脅かす交通事故は、年々増加のいぢずをたどり、全国の交通事故数及び犠牲者は、すでに昨年同期の数字をはるかに

上回っております。また利根町では、これまでに事故という事故もなく、したがって交通事故犠牲者もなかったのですが、ことしはすでに何人か



【危険箇所を設置された反射鏡です。幼児の歩行や横断には必ずおとなが付き添うよう心がけましょう。写真は中谷の十字路で写したものです。】

【写真は布川のT字路で、一時停止の標識のある場所です。車両等は必ずいったん停止して左右の安全を確認いたしましょう。】



の悲しい犠牲者が出ております。

このような交通戦争に対処するため、町の交通安全対策協議会が中心になり町内の特別危険箇所には反射鏡十八基を設置し、この施設を皆様に十分活用していただくことによつて、事故の防止に役立てたいと思います。

御承知のとおり、茨城県は昨年十月一日、事故の絶滅を

推進するため、交通安全県宣言をし、これを契機に県民総ぐるみ運動を展開してまいりましたが、残念なことに交通事故は、大幅に増加している現況であります。

このような事態を考慮し、いっそう交通安全施設の整備事業に努力し、町民の皆様ともども交通事故のない明るいモデル町にして行きたいものです。

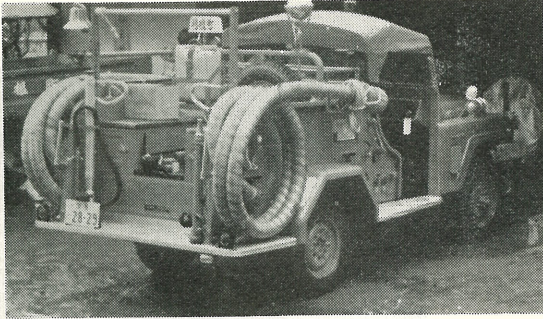
消防団から

町民各位にお願い

9月13日の下井部落の火災の際は、町民各位から絶大なご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

そこで、火災通報についてさらに一段と皆様のご協力をうため、次の事項についてお願いいたします。

◎火災を発見したかたは：ただちに部落の消防団員に通知するとともに、農集電話のかたは、00をダイヤルすると利根局の交換手が出ますので15番(副団長 鈴木嘉昌宅)を呼び出し「0000」が火事



だ!!と通報してください。一般電話のかたも同じです。もちろん、消防団員も出動に当たっては同様に通告してください。

(利根町消防団)

新しい消防車を購入

第12分団へ配置

町では、このほど新しい消防車一台を購入し、第12分団(立木 分団長白戸武)へ配置。第12分団の消防車を役場へ配置いたしました。いざという時の活躍が期待されます。

【写真は新しい消防車】

郵便局からお知らせ

ただいま利根郵便局では、利根町にお住まいの全家庭に毎戸一冊ずつ郵便番号簿(全国版)を配布申し上げておりますが、なにぶんたいへん数が多いため、中には配布もれ等のご家庭もできるのではなにかと思われま

根郵便局へご連絡してください。すぐお渡しいたします。

なお、かねてからたいへんご協力をいただいております。郵便受箱も、この機会にお備え付けくださいますようお願いいたします。

利根郵便局長 和田野 清

☆☆☆☆

家庭欄 第六号

太らない食品

くらしの泉9月号をご覧になりましたか。食べても太らない献立表という記事がのっておりましたので、ご紹介いたします。

太ることが心配で食べるのをがまんしているかたが多いようですが、それは無意味なことです。カロリーの取り過ぎによつて体内にたくさんの脂肪をためて、ブクブク太ってしまうので、減量をして食べることがよいそうです。

太らない食品一覧

肉類の臓物、くじら赤身、若鶏肉、羊肉、貝類、たこ、いか、白身魚、牛乳、麦飯、大豆、海藻類、キャベツ、レタス、きゅうり、トマト、にんじん、だいこん、ほうれん草、もやし、もも、りんご、なし、みかん、いちご、パイナップル、オレンジ

総量は1千5百kcalをとることが最低基準食であることを

赤い羽根の募金にご協力を

赤い羽根共同募金につきましては、すでに回覧でお願いしましたが、本年も10月1日から全国いっせいにこの運動が展開されておりますので、よろしくご協力くださるようお願い申し上げます。



▼日中、まだ暑くても夜分はひえ込みます。めんどうがらないで、衣服の調節を心がけましょう。かせをひきこみます。

▼おいしい野菜のテンブラ料理……しその葉、かきの葉やきくの葉の揚げものは片側だけで十分です。両側をあげるとみどりがなくなくなります。

▼動脈硬化、高血圧症のかたには、くだもの、野菜は欠かせません。これらは、血管や細胞の老化をふせぐたいせつな役目を果たします。

▼便所のスキ間風を防ぐ工夫はたいせつです。農村の婦人に「冷え症」のかたが多いのは、そのせいかも知れません。

▼クリをゆでたら、さめるまで汁のなたにつけておくと、皮もやわらかく、シブもとやすくなります。▼だいこんの葉は、ビタミン

90才以上のお年寄りに

記念品贈呈

「敬老の日」は、昭和41年から「国民の祝日」に加えられました。

いままでもなくこの祝日は多年にわたって社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うとともに、とかく孤独でみじめな生活に陥りやすい老人の生活を明るくゆたかなものにするため、すべての人が老人福祉についての関心と理解を深め、平和な家庭、明る

い社会をつくり、また老人自身も時代とともに生きる意欲を盛り上げようとするものです。

町では、ことしも90才以上(9月15日現在)のお年寄りに県及び町からの記念品を贈り、長寿をお祝いいたしました。

記念品贈呈者は次のとおりです。

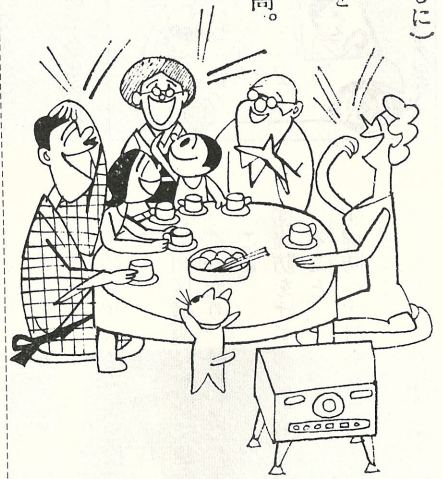
氏名	生年月日	年令	住所	世帯主
小倉 こと	明治5・1・23	97才	羽 中	重 郎
大野 いく	明治5・6・10	97才	大 房	一 郎
白戸 ます	明治9・1・12	93才	立 木	健 一
弓削 はる	明治12・4・19	90才	横須賀	一 男



写真は93才の白戸ますさん

(家族とともに)

敬老は何をせずともこれが最高。



老人クラブの皆さんに

夏草やつはものどもが夢の跡
芭蕉翁のこの句は、源義経終えんの地として知られている衣川の古戦場で、往事を思いやっつてよんだ十七字の懐古の詩で、聞く人をして八幡太郎義家や安倍貞任の古事まで連想させる作であります。だが、これはよんだ人もよまれた人も遠い昔の人であります。わたくしがこのたび、皆さんに呈上して見ていただく明治百年記念全日本民謡百人集は、現在日本の各地に生活している文芸愛好者が明治以来の現代生活の種々相を自ら見て感じたことを俚謡に託して

表現した今なおまぶたに残る夢の跡であります。作者には政治家あり、医者あり、学校の講師あり、女優あり、歌手あり、画家あり、彫刻家あり、農家の隠居あり、印刷工あり、サラリーマンあり、詩舞の宗家あり、司法官あり、多種多様でありましていずれもしろうとではありませんが、とにかく現代日本俚謡界に頭角を現わしている人たちであります。

一卷三千章中、はたして古今の名吟にがん行しうるものを見いだせるかどうかは、皆さんの批評眼にお任せいたしますが、このうちわずかに幾

ンA、B、Cのほかカルシウム、鉄分を含んでいる優秀な食品です。少し手をかけて食膳にのせましょう。

▼モヤシはビタミンCがたくさんありますが、あまり熱を加えると、ほとんど消失します。煮立った湯に一分ぐらいつけるだけが、よいかげんです。

▼障子はりに使うノリの中に、焼きみょうばんを少しいれると、じょうぶなうえに、このつき張り替えるとき、すぐはがれます。なお障子は下からはると紙のつぎ目が下を向くので、そこにホコリがたまるのをふせぎます。

▼チョコレートは栄養の高い食品で、こどもはもちろんです。おとなも大好きなおかします。とくにご婦人は、おこのみなのですが、ふとつた人や糖尿病のかたはがまんしなければなりません。

章でも皆さんのご共感を呼び参考の一助となるものがあればさいわいに存じます。

利根町老人クラブ会員
全日本民謡作家連盟つ
くばね会特別賛助会員

稲舟 豊島 浅吉

商工会だより

●みんな受けよう店舗診断

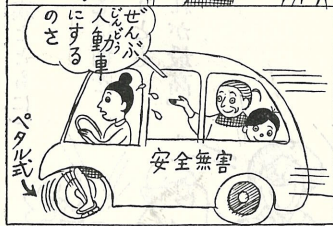
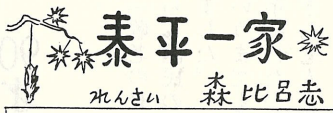
商工会では毎月企業診断員の店舗診断を行なっています。店舗の設計、商品陳列、商品の回転法など専門家が自宅を診断してくれます。お店の繁栄のため、ぜひ一度は受けましょう。費用はいっさいかかりません。申し込みは商工会事務局へどうぞ。

●記帳の定期指導開始

毎月五日と二十五日、午前十時から午後四時まで、商工会事務所内で帳簿のつけかたなど個別に指導をします。日常の記帳でわからない、むずかしいと悩まずに気軽にご相談ください。記帳指導員がみなさんを待っています。

●税務調査に対する準備と心構え(前号につづく)

調査をうける心構え



今月の納税(10月)

町県民税 (第3期)
国民健康保険税

(第3期)

自動車税 (第2期)

(第2期)

水道使用料
し尿処理手数料
じんかい処理手数料

④経費科目及び金額の検討

⑤専従者給与額の適否

⑥減価償却費計算の適否

⑦貸倒引当金、価格変動準備金など青申特典の利用適否

⑧借入金の増減状況

⑨使用人の増減状況及び売上げとの関係

⑩資産負債の増減状況

⑪家族数からみた生計費および所得との関係

⑫次号は損益計算書の比率分析を掲載します。

(利根町商工会事務局)

河川の愛護に

協力してください

わが国は雨が多く、そのうえ地形が急しゅんで河川の流路が短いので、毎年のように国内のどこかで大きいこう水がおきております。

したがって、水禍から皆様の生命財産を守るための河川工事が進められ、また出水の際には水防作業が行なわれませんが、出水の被害を軽減するため、沿岸の皆様がたに平素から河川の愛護に協力していただきたいと存じます。

そのため、次のようなことは禁止されておりますので、このような行為を行なわないようお願いいたします。またこのような行為をしている人を見かけたら注意を促すとともに建設省に連絡していただきます。

- ①堤防や川へごみ類を捨てること。
- ②河川区域内に無断で建物を造ったり、耕作したりすること。
- ③堤防をけずって水田をつくること。
- ④堤防へ木材やブロック類を置くこと。
- ⑤堤防法面を牛馬、耕うん機

自動車等でのぼり降りすること。

⑥堤防に穴をあけたりくいを打ったりすること。

⑦堤防を駐車場として使用すること。

⑧官民境界ぐい、距離ぐい、標識等を抜いたりこわしたりすること。

⑨河川区域内から土砂、あしかや等を無断で採取すること。

⑩堤防に牛馬をつなぐこと。

⑪その他堤防や護岸等をこわしたり弱めたりすること。

なお、手続きのことや疑問のあるときは、建設省利根川下流工事事務所に問い合わせてください。

町勢 (昭和44.10.1現在)	
世帯数	1,753
人口	8,596
	{ 男 4,169 女 4,427 }
発行所	利根町役場
町長	加納久
編集	総務課 広報係
電話	利根(029768)9・69・108番
印刷	倉沢印刷株式会社